第二条第四項第一号	第七項の事業	第七項の事業（特定業務（再編強化法附則第二十七条第二号に規定する特定業務をいう。）に係る事業を含む。）	
第三十四条第九号	提出	提出（再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四章第二節、第五章第二節及び第六章第二節の規定による預金者表の提出を含む。）	
第四十九条第二項第二号	命令又は	命令、	
	発生	発生又は再編強化法附則第二十六条第一項の認可の取消し	
第五十七条第三項第一号	又は解散の命令	若しくは解散の命令をし、又は農林中央金庫につき、再編強化法附則第二十六条第一項の認可の取消し	
第六十二条第二項第一号	及び水産加工業協同組合	、水産加工業協同組合及び特定承継会社	
	又は水産加工業協同組合	、水産加工業協同組合又は特定承継会社	
	又は農林中央金庫法	、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第八項又は農林中央金庫法	
第六十二条の二第一項	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）	再編強化法	
第六十五条第三項	農水産業協同組合に	農水産業協同組合（経営困難農水産業協同組合が特定承継会社である場合にあつては、当該特定承継会社に預金をする農業協同組合であつて主務省令で定める要件に該当するもの）に	
第六十七条第一項	若しくは再編強化法	、再編強化法若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）	
	又は総代会	若しくは総代会又は株主総会	
第六十七条第二項	第八条第一項	第八条第一項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第九条第一項において準用する場合を含む。）	

第六十九条の三第一項第五号	五　民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた経営困難農水産業協同組合	五　民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた経営困難農水産業協同組合	
		六　更生手続開始の決定を受けた特定承継会社	
		七　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定承継会社	
		八　特別清算開始の命令を受けた者（当該命令に係る解散をする前において特定承継会社であつた者に限る。）	
第六十九条の三第三項	又は再生手続	、再生手続、更生手続又は特別清算手続	
第六十九条の三第三項第二号	二　再生手続開始の決定を受けた経営困難農水産業協同組合　当該再生手続開始の決定	二　再生手続開始の決定を受けた経営困難農水産業協同組合　当該再生手続開始の決定	
		三　第一項第六号に掲げる者　当該更生手続開始の決定	
		四　第一項第八号に掲げる者　当該特別清算開始の命令	
第六十九条の三第五項	第一項第二号	第一項第二号又は第八号	
第六十九条の四第一項	若しくは再生手続開始の申立て	、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て	
	並びに民事再生法第九十三条及び第九十三条の二	、民事再生法第九十三条及び第九十三条の二、会社更生法第四十九条及び第四十九条の二並びに会社法第五百十七条及び第五百十八条	
第六十九条の四第一項第一号	若しくは再生手続開始の決定	、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令	
第六十九条の四第二項	2　民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百五十三条の規定は、決済債務に係る当該農水産業協同組合が締結している委任契約については、適用しない。	2　民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百五十三条の規定は、決済債務に係る当該農水産業協同組合が締結している委任契約については、適用しない。	
		3　特別清算開始の命令を受けた特定承継会社に対し前条第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、会社法第五百三条第一項及び第五百十七条第一項の規定にかかわらず、裁判所は、当該特定承継会社の申立てにより、前条第一項に規定する決済債務の弁済を許可することができる。	